

**磐田市交流センター等
消防用設備等点検業務及び防火対象物点検業務
仕 様 書**

（令和8年11月1日から令和11年10月31日まで）

この仕様書は、市内23の交流センター（付属体育館を含む）、豊岡南部会館、及び竜洋西会館について、消防法第17条の3の3の定めに基づく消防用設備等の点検及び報告業務並びに消防法第8条の2の2の定めに基づく防火対象物の点検及び報告業務の委託に関する大要を示すものである。

この仕様書に記載の無い事項については、発注者と受託者とが対等な立場における合意に基づいて、関係法令を遵守し、誠実に対応するものとする。

なお、本業務を請け負うには、業務に従事する技術員が以下の資格を有することを条件とし、免状等の写しを提出すること。

【写しを提出する資格証】

- ① 第1類消防設備士
- ② 第4類消防設備士
- ③ 乙種第6類消防設備士
- ④ 乙種第7類消防設備士
- ⑤ 電気工事士又は電気主任技術者

上記①～⑤の資格を有しない場合は、以下の資格証の写し

- ・ 第1種消防設備点検資格者
- ・ 第2種消防設備点検資格者
- ・ 防火対象物点検資格

（参 考）

消火器（乙種第6類消防設備士・第1種消防設備点検資格者）
屋内消火栓設備（第1類消防設備士・第1種消防設備点検資格者）
屋外消火栓設備（第1類消防設備士・第1種消防設備点検資格者）
自動火災報知設備（第4類消防設備士・第2種消防設備点検資格者）
漏電火災警報器（乙種第7類消防設備士・第2種消防設備点検資格者）
消防機関へ通報する火災報知設備
（第4類消防設備士・第2種消防設備点検資格者）
非常放送設備（第4類消防設備士・第2種消防設備点検資格者）
誘導灯（第4類甲種消防設備士または第7類乙種消防設備士のうち電気工事士又は電気主任技術者免状の交付者・第2種消防設備点検資格者）

対象施設

	施設名称	住所 (全て磐田市内)	消防用設備等点検	防火対象物 点検
1	岩田交流センター・体育館	匂坂上 615-1	対象	対象
2	大藤交流センター	大久保 279-2	対象	対象
3	大藤交流センター体育館	大久保 250-6	対象	対象外
4	向笠交流センター・体育館	向笠竹之内 372-1	対象	対象
5	田原交流センター	三ヶ野 1045-3	対象	対象
6	田原交流センター体育館	彦島 396	対象	対象外
7	御厨交流センター・体育館	鎌田 1876	対象	対象
8	南御厨交流センター・体育館	東新屋 613	対象	対象
9	西貝交流センター	西貝塚 1377-5	対象	対象
10	南交流センター・体育館	下岡田 142-1	対象	対象
11	長野交流センター・体育館	小島 374	対象	対象
12	見付交流センター・体育館	見付 2385-10	対象	対象
13	中泉交流センター・体育館	中泉 2404-1	対象	対象
14	福田中央交流センター	福田 1587-1	対象	対象
15	福田南交流センター	福田 5489-2	対象	対象
16	竜洋交流センター	岡 783-1	対象	対象
17	竜洋西会館	白羽 8-1	対象	対象外
18	富岡交流センター	加茂 3	対象	特例認定(8条の2の3)
19	池田交流センター	池田 407-1	対象	特例認定(8条の2の3)
20	井通交流センター	弥藤太島 500-1	対象	対象
21	青城交流センター	立野 156	対象	対象
22	豊田東交流センター	高見丘 99-1	対象	対象
23	豊岡中央交流センター	壱貫地 76-5	対象	対象
24	豊岡南部会館	掛下 1489	対象	対象外
25	豊岡東交流センター・体育館	敷地 1187-3	対象	対象
26	豊浜交流センター	豊浜 2921-1	対象	対象
27	ふれあい交流センター・体育館	国府台 493-1	対象	対象

消防用設備等点検業務

(業務内容)

定期点検 1年間に2回（機器点検・総合点検） ※3年間に6回

緊急時点検 随時（発注者の指示による）

なお、対象となる設備の内容は別紙（施設毎の設備一覧）を参照するものとする。

(点検と報告)

受託者は、対象施設の消防用設備等の機能維持のため契約期間中（3年間）に定期6回（機器点検・総合点検）技術員を派遣して、消防法第17条の3の3の規定に基づき点検を行い、発注者の防火管理者の行う点検業務を補佐する。

点検報告書等の様式については平成16年5月31日消防庁告示第3号、点検票の基準等については昭和50年10月16日消防庁告示第14号の定めによる。

受託者は、点検の結果あるいは処置の内容について発注者に報告し、発注者は受託者の作業を確認するものとする。

定期点検とは別に、対象施設の消防用設備等について緊急の対応が必要な事項が生じた際は、発注者の指示により、受託者は遅滞なく技術員を派遣するものとする。

対象施設の消防用設備等に故障その他の事故を発見したときは、受託者は遅滞なく発注者に報告し、双方協議の上、最善の処置をとるものとする。

防火対象物点検

(点検と報告)

受託者は、消防法第8条の2の2の規定による点検のため、対象施設へ定期的に技術員を派遣して、発注者の防火管理業務を補佐する。

受託者は、点検の結果を発注者に報告し、発注者はその作業内容を確認する。

共通事項

(契約期間)

この契約の履行期間は、令和8年11月1日から令和11年10月31日までとする（3年間の長期継続契約）。

(その他)

業務に必要な機器等は受託者が負担する。

受託者は、業務を行う作業員が関係法令等に定める有資格者であることを事前に発注者に報告するものとし、契約後も年に1回以上の報告を行うこととする。その方法は、資格を有することを証する免状等の写しの提出をもって行う。